

平成 19 年 5 月 24 日

放送法等の一部を改正する法律案について

放送法等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会（NHK）に係る事項を中心として放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する等の所要の改正を行う。

改正項目

I 放送法の一部改正

1 NHK関係

- (1) ガバナンス強化
- (2) 番組アーカイブのブロードバンドによる提供
- (3) 新たな国際放送の制度化
- (4) 命令放送制度の見直し

2 民放関係等

- (1) 認定放送持株会社制度の導入
- (2) 有料放送管理業務の制度化
- (3) ワンセグ放送の独立利用の実現
- (4) 委託放送事業の譲渡に伴う地位の承継規定の整備
- (5) 有料放送の料金に関する規制緩和
- (6) 再発防止計画の提出の求めに係る制度の導入

II 電波法・電気通信事業法の一部改正

1 電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続の創設

- (1) 実験無線局制度の拡大
- (2) 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入
- (3) 無線局の運用者の変更制度の導入
- (4) 電波監理審議会への諮問対象の見直し

2 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

施行期日

公布の日から1年以内の政令で定める日

ただし、改正項目のII 1 (2)については公布の日から9か月以内の政令で定める日、II 1 (4)及び2については公布の日

改正概要

I 放送法の一部改正

1 NHK関係

(1) ガバナンス強化 (※)

※印は、「政府与党合意」関連項目

NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置（現行の監事制度は廃止）、外部監査の導入等を措置する。

(2) 番組アーカイブのブロードバンドによる提供 (※)

NHKが放送した放送番組（番組アーカイブ）をブロードバンド等を通じて有料で提供することをNHKの業務に追加するとともに、利用者保護のため、その業務の実施基準について認可を要すること等を措置する。

(3) 新たな国際放送の制度化 (※)

我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKの国際放送の業務を「外国人向け」と「在外邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。また、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設ける。

(4) 命令放送制度の見直し

国際放送の命令放送制度について、「命ずる」との文言を「要請する」に改め、NHKはこれに応じるよう努めるものとする等措置する。

2 民放関係等

(1) 認定放送持株会社制度の導入 (※)

経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を経営の選択肢とするため、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とするマスメディア集中排除原則の適用緩和や外資規制の直接適用等を内容とする「認定放送持株会社制度」を導入する。

(注) マスメディア集中排除原則については、電波法及びその省令で措置

(2) 有料放送管理業務の制度化

相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務（いわゆるプラットフォーム業務）の影響力が増大してきていることを踏まえ、受信者保護を図るため、その業務を行う者は、業務開始の事前届出と業務運営の適正確保のための措置を講ずること等を規定する。

(3) ワンセグ放送の独立利用の実現

地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向け放送（ワンセグ放送）について、一般のテレビで受信する番組とは異なる番組の放送（独立利用）を可能とする。

(4) 委託放送事業の譲渡に伴う地位の承継規定の整備

委託放送事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可により、委託放送事業者の地位を承継できることとする。

(5) 有料放送の料金に関する規制緩和

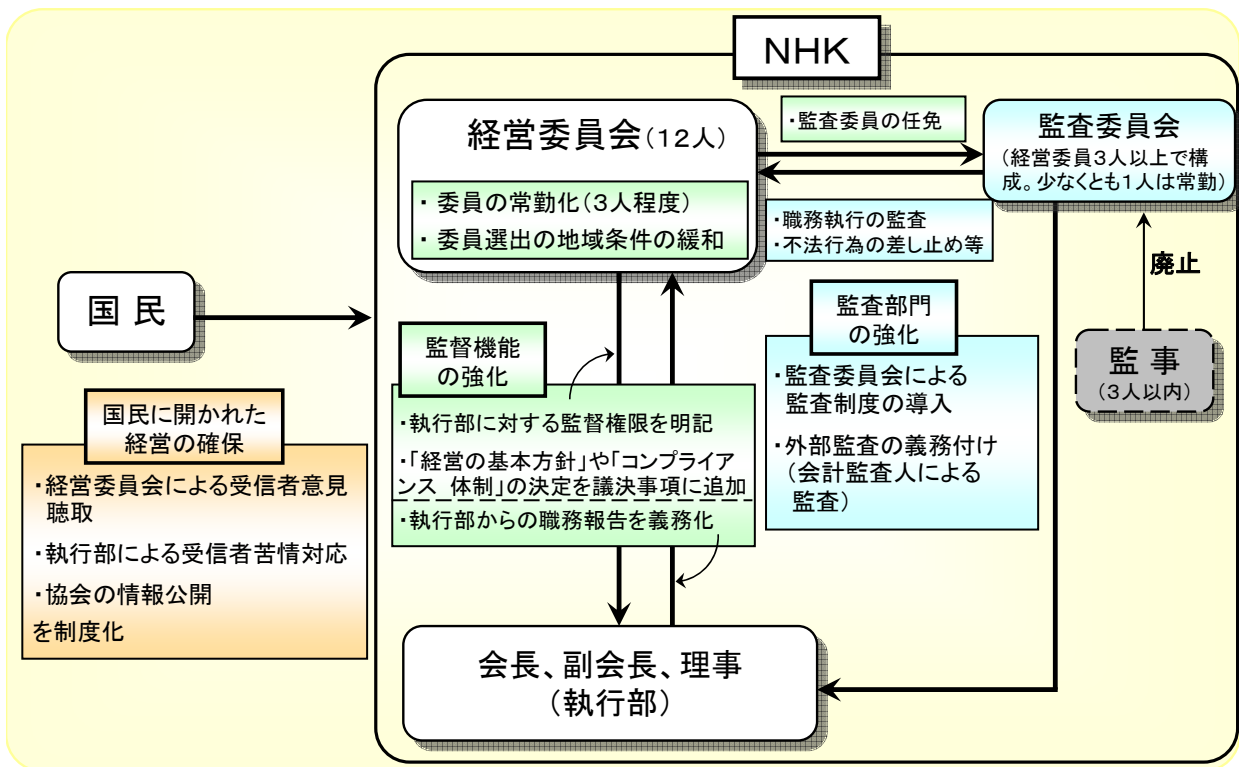
地上放送による有料放送の料金設定等に関する総務大臣の「認可制」を「届出制」に改める。

(6) 再発防止計画の提出の求めに係る制度の導入

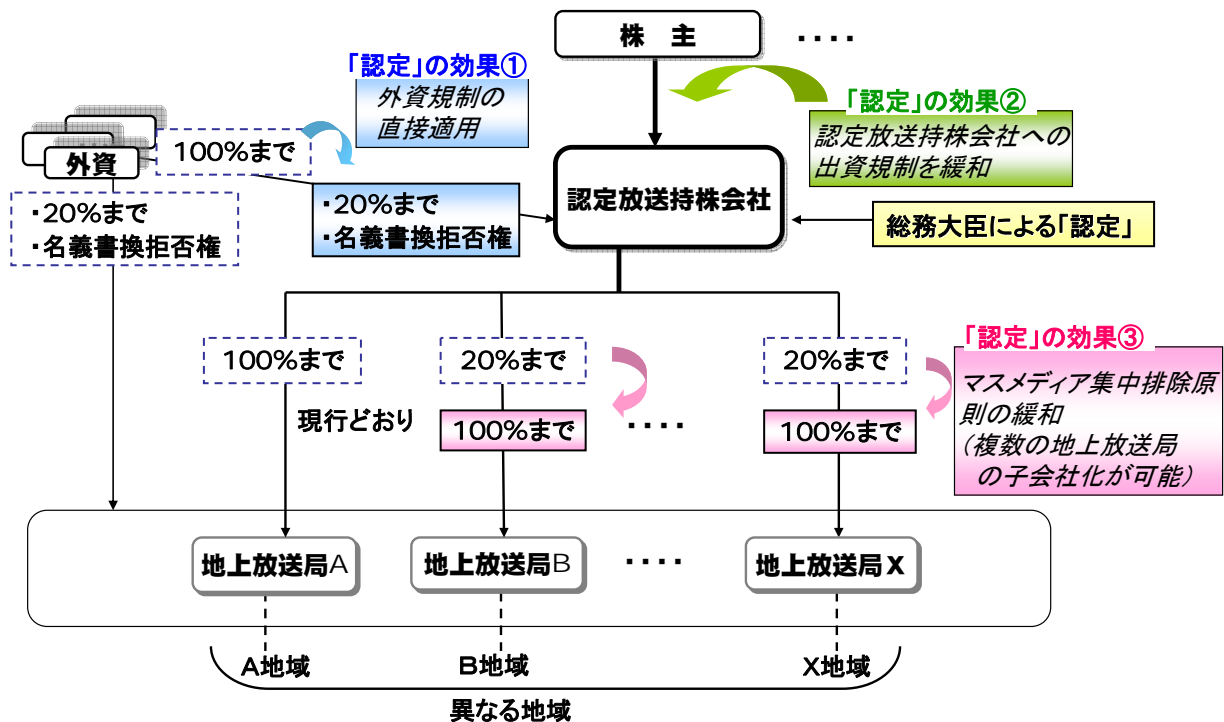
虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれ等がある場合、総務大臣は、放送事業者に対し再発防止計画の提出を求めることができる制度を導入する。

[参考]

NHKガバナンス改革の主な措置事項



認定放送持株会社制度のポイント



(注1) 子会社化できる地上放送局の数等は省令で定める
 (注2) BS局やCS局等を、地上放送局と同時に子会社として傘下に置くことは可能

II 電波法・電気通信事業法の一部改正

1 電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続の創設

(1) 実験無線局制度の拡大

実験無線局制度を拡大し、①実現段階にある技術に係る試験（例：高層ビル付近における無線ブロードバンドの電波の到達試験）、②新サービスのニーズ調査（例：一般利用者への試験的提供やデモンストレーション）のための無線局開設を可能とする。 【電波法の一部改正】

(2) 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入

無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設し、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進する。 【電波法及び電気通信事業法の一部改正】

(3) 無線局の運用者の変更制度の導入

免許人・登録人以外の者による無線局の運用のための制度を創設し、非常時の通信のための無線設備の応援部隊等に対する貸出しや高出力のトランシーバのイベント会場、建設現場等における貸出し等を可能とする。

【電波法の一部改正】

(4) 電波監理審議会への諮問対象の見直し

省令の改廃に係る電波監理審議会への諮問の対象から軽微事項を除き、形式的な事案等の迅速処理を図る。

【電波法の一部改正】

2 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

電気通信事業者に対する業務改善命令を行い得る場合を拡大し、利用者利益の阻害に加えて、電気通信の健全な発達への支障を規定する。

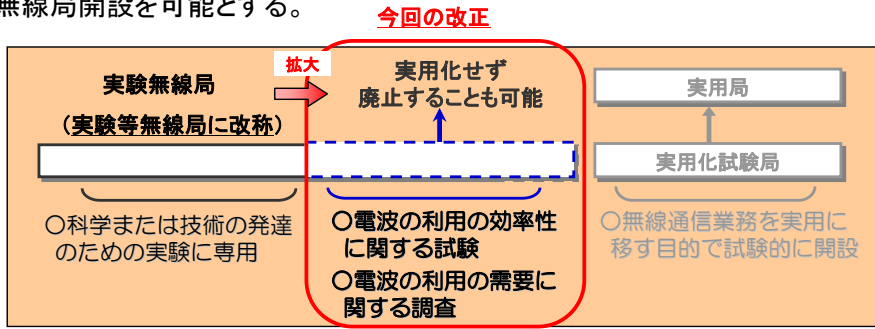
【電気通信事業法の一部改正】

[参考] 電波法・電気通信事業法の一部改正①

I. 電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続の創設

1) 実験無線局制度の拡大 (電波法第5条等、別表第6の改正)

- 科学または技術の発達のための実験に加え、①電波の利用の効率性に関する試験、②電波の利用の需要に関する調査のための無線局開設を可能とする。



2) 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入 (電波法第27条の35・第27条の36の追加等、電気通信事業法第144条・第147条の改正等)

- 無線局に係る斡旋・仲裁の制度を創設し、当事者間の調整を促進。(「電気通信事業紛争処理委員会」の所掌とする。)

【想定される事例】

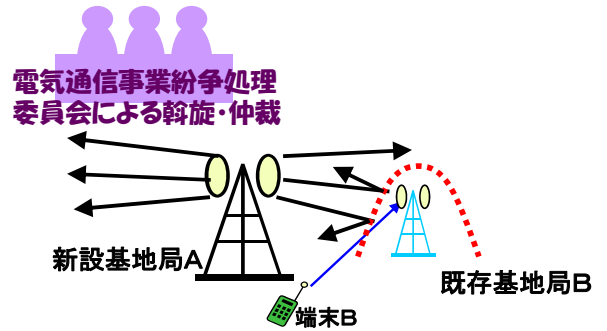
現行制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→Aの開設は不可、又は、A・B間で長期間かけて調整。

新制度

電気通信事業紛争処理委員会の斡旋・仲裁により、
Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→Aの開設が可能。

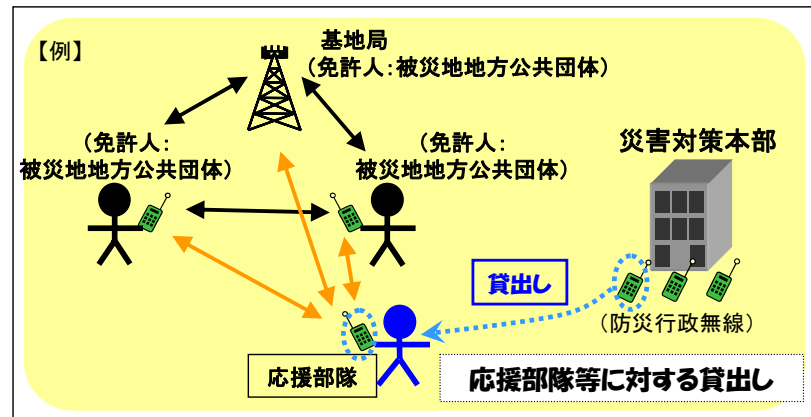
☆A、B共に、電波の利用が可能。



3) 無線局の運用者の変更制度の導入 (電波法第70条の7、第70条の8の追加等)

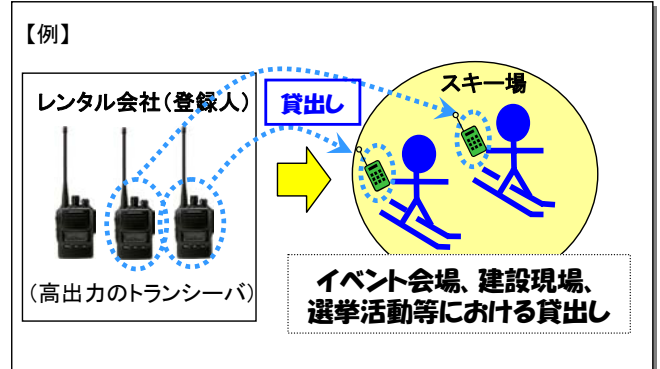
- 特定の場合について、免許人・登録人以外の者による無線局の運用を可能とする。

①非常時の通信の場合



②登録制対象の無線局の場合

(簡易無線、PHS基地局(10mW以下)、5GHz帯無線アクセスシステム(FWA等)等)



4) 電波監理審議会への諮問対象の見直し (電波法第99条の11の改正)

- 省令の改廃に係る電波監理審議会への諮問の対象から軽微事項を除き、形式的な事案等の迅速処理を図る。

電波法・電気通信事業法の一部改正②

Ⅱ. 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し (電気通信事業法第29条の改正)

